

海外渡航チェックリスト(日本出国)

【重要】「動物検疫所への出国申請」および「お相手国への入国手続き」は、飼い主様ご自身で行っていただく必要があります。

1. 飼い主様ご自身で行うこと(手続き・予約)

以下の手続きは、飼い主様ご自身、または渡航代行業者(エージェント)が直接行う必要があります。動物病院が代行することはできません。

① 渡航先(国・地域)の入国条件の確認

・相手国の政府機関や大使館の公式ウェブサイトで最新のルールを確認する。

⚠ 指定のフォーマット(Health Certificate)がある場合は、記入の上持参してください。

② 日本の動物検疫所への「輸出検査申請」

・出発の遅くとも7日前まで(※国によってはそれ以上前)に、利用する空港の動物検疫所へインターネット(NACCS)またはFAXで申請する。

③ 航空会社の予約と指定サイズのケージ(クレート)の準備

備考:フライト中のための経口鎮静薬(安定剤)が必要な場合は処方可能です。

2. 当院でサポート・発行可能な書類リスト

渡航先の条件に合わせて当院で必要な医療処置を行い、証明書(原本)を発行します。動物の情報は、以前に登録・輸入書類等がある場合は、それと「全く同じ情報」をご提供ください。

① マイクロチップ装着・証明書

② 健康診断書

・出発直前(通常は国により10日以内など)に発行します。

・対面での身体検査が必須です(必ずペットを連れてご来院ください)。

・記載内容: 飼い主の情報、ペットの名前、生年月日、マイクロチップ番号、性別、動物種、品種、体重、毛色と渡航可能であるとの診断内容等。

③ 狂犬病予防注射済証(英文)

使用製品: 狂犬病ワクチン-TC(不活化・1年効果タイプ)。

④ 狂犬病抗体価検査(結果通知書・原本)

・採血後、当院が生物科学安全研究所(RIAS)へ申請と検体提出を行います。

・結果の原本は、検査機関から飼い主様のご自宅へ直接郵送されます。

⚠ 採血日から結果が出るまで、約3週間かかります。

⑤ 混合ワクチン接種証明書(英文)

⑥ 寄生虫駆除証明書(英文)

○ 外部寄生虫(ノミ・マダニ)有効成分: フィプロニル または サロラネル

○ 内部寄生虫(線虫・条虫)有効成分: プラジクアンテル および パモ酸ピランテル

⑦ オーストラリア検疫用の特殊採血(該当する場合のみ)

・当院で採血を行い、指定検査機関(農林水産省中部検査診断センター)へ検体を提出

⚠ 採血前に飼い主様側(代行業者)で申請手続きを完了し、必要書類をお持ちください。

⚠ 出発当日は、当院が発行した上記の書類「原本」を必ず空港の動物検疫所へお持ちください。コピー(複写)では出国手続きができません。